

能登中部消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼にこたえることができる消防サービスの高度化を推進するため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、能登中部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市及び一部事務組合)

第3条 協議会は、七尾市及び羽咋郡市広域圏事務組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するものとする。

2 前項に基づき管理し、及び執行した事務は、関係団体が行ったものとして、その責任を有する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、七尾市つつじが浜3番地83七尾鹿島消防本部内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長1人及び委員2人（以下これらを「委員等」という。）をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、それぞれ関係団体の長が協議により定めた関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係団体の消防職員のうちから、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員等から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員等の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、特に定める場合を除き、当該事務に関する七尾市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を羽咋郡市広域圏事務組合の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 七尾市は、条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ羽咋郡市広域圏事務組合と協議しなければならない。

3 七尾市長は、条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を羽咋郡市広域圏事務組合長及び会長に通知しなければならない。

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 羽咋郡市広域圏事務組合は、前項の規定による負担金を、七尾市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分等の方法）

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、関係団体が協議してそれぞれ取得若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する七尾市の条例、規則その他の規程を羽咋郡市広域圏事務組合の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

（協議会の規程）

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。